

近世前期の田部家とたたら経営

相良 英輔

はじめに

たたら製鉄は、砂鉄を原料とし、木炭を燃料として鉦場の炉と大鍛冶場によって鉄を製錬・精錬するものである。砂鉄には山の土から鉄穴流しという比重選鉱によって砂鉄を採集する山砂鉄と、川の底から採集する川砂鉄、海岸から採集する浜砂鉄があった。また、木炭の原料となる木を伐採する山を近世前期には鑪山と称していたが、近世後期からはこれを鉄山というようになった。このような日本の伝統的製鉄法は、西洋のように鉄鉱石を原料としておらず、その製品は和鉄とも称している。

たたら製鉄は、その製法技術において砂鉄を溶融するために炉の中の温度を一五〇〇度の高温に保つことが要求され、さらにそのために大量の風を吹き込む送風装置も工夫された。高温を保つ工夫として戦国時代からしだいに炉の下に床釣りと呼ばれる防水防湿の地下施設が設けられるようになり、これが近世期を通じて充実にいった¹⁾。また、送風施設も踏鞴や吹差鞴から近世後期には天秤鞴を用いるようになり、大型の炉が用いられるようになった。さらに製鉄炉は高殿と呼ばれる建物の中に設置され、しだいに大型化していくと同時に、炉内の高温を安定的に保つために地下構造もしだいに緻密化していった。これまで中世の野鑪から近世の永代鑪への転換と推定されてきたが、今日まで野鑪なるものの実態が明らかでなく、その存在すら疑わしくなってきた。

いっぽう、近世前期には年間操業回数も湿気の多い夏季の操業を休んでせいぜい二十〜三十回の操業であったが、しだいに通年操業となり、六〇回程度は操業するようになった。そして一回の操業で四〇駄(四・

五トン)を生産するようになっていく。

たたら製鉄の労働者も専門化していき、たたら製鉄労働者は山内と呼ばれるたたら製鉄設備の集中した地域に居住するようになり、鉄師のもとで生活していた。したがって庄屋を筆頭に封建領主に支配されていた村落農民とは共同体を別にしていたのである。しかし近世後期、遅くとも幕末にはたたら製鉄の労働のうち、送風労働に従事する番子のような単純労働に、零細農民が従事するようになっていく。さらに山内と農村のあいだに婚姻も成立するようになっていく。松江藩の櫻井家史料にはそのような事例が数多く見られる(道重哲男・相良英輔編『出雲と石見銀山街道』)。

近年、たたら製鉄の盛んであった島根県において三大鉄師と呼ばれた田部家、櫻井家、絲原家の文書悉皆調査がすすみ、たたら史料の分析が盛んになってきた。それらの成果は、これまでの通説に再検討を迫っている²⁾。

佐竹昭氏は絲原家や櫻井家の鑪山売買証文の検討をして、高殿の柱を意味する「押立」という表現が一六五九年(万治二)から一六六八年(寛文八)の証文にしばしば見られ、仁多郡では高殿鑪が十七世紀ころには成立していたとしたという(佐竹昭「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」―『櫻井家たたらの研究と文書目録』所収)。

山崎一郎氏も一六五二年(慶安五)の絲原家史料に「鑪かちや屋敷」の文言が確認できることから「天秤鞴導入以前、鑪がすでに炉を覆う恒常的な建物Ⅱ高殿を築いて操業していたことを文献的に示す事例」と考えている(山崎一郎「十七〜十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」―『史学研究』第二六七号所収)。

いずれにしても、高殿が構築され、鉄生産がおこなわれるようになった時期を、製鉄に従事していた家の文書によって従来よりも早い時期と

して、これを実証しようとしている。

しかし、山崎氏も言うように、「寛文期（天秤輔導入以前）の操業回数は、正徳期（天秤輔導入以後）の半分程度にすぎない」のであり、土井作治氏がいう元禄・享保期の「高殿鑪」体制とは明らかに生産体制が異なることも確かである。したがって緻密な地下構造をとまなう高殿を築くようになってから、それがどのように発展・成熟し、通年操業の大量生産体制が成立したかを明らかにすることが今後の課題となる。

したがって具体的なたたら操業あるいはたたら経営について、史料の許す限り時代をさかのぼって考察することが要求される。史料制約から困難ではあるが、小稿では日本有数の鉄師であった雲南市吉田町の田部家文書に基づき、近世前期に鉄山経営者が成立していく過程を可能な限り分析してみたい。

1. 近世前期の鉄師・田部家

松江藩の三大鉄師、田部家・櫻井家・絲原家がどのような過程を経て近世後期の巨大山林地主となり、不動の大鉄師になっていったかは依然として明確ではない。田部家の一紙文書の古いものとしては、寛永十年（一六三三）⁴や明暦四年（一六五八）⁵のものがあるが、これらは直接田部家に関係あるものではない。しかし明暦四年五月七日の文書は、菅屋三郎兵衛なるものが組頭惣兵衛殿に対し、吉田町の「町屋敷志間裏地共に無残」「永代売渡」す証文で、吉田町年寄長左衛門・仁兵衛、目代七郎兵衛、吉田村庄屋又右衛門、大吉田村庄屋市兵衛も連署している。代銀は丁銀三百五十目である。

ところで第一表に示すように、明暦三年「飯石郡吉田村御検地帳」によると、この時すでに吉田町の存在を知ることができる。この「検地帳」から吉田町には当時町屋敷六七筆が存在していたことがわかる。今日の

【第1表】明暦3（1657）年吉田町屋敷名請人一覧表

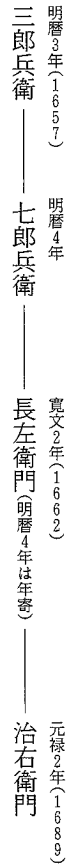
単位；畝

No.	面積	名請人	No.	面積	名請人	No.	面積	名請人
1	1.5	和右衛門	24	1.5	九右衛門	47	1.5	吉兵衛
2	1.5	作左衛門	25	1.5	又蔵	48	1.5	利右衛門
3	1.5	久蔵	26	1.5	九蔵	49	3.0	仁兵衛（翌年町年寄）
4	1.5	四郎兵衛	27	3.0	利兵衛	50	1.5	小三郎
5	3.0	善兵衛	28	1.5	弥之助	51	1.5	多兵衛
6	1.5	彦市	29	1.5	甚右衛門	52	1.5	与兵衛
7	1.5	五郎作	30	1.5	弥十郎	53	3.0	仁兵衛
8	3.0	小左衛門	31	3.0	八郎兵衛	54	3.0	三郎兵衛（目代）
9	1.5	与右衛門	32	3.0	惣兵衛	55	3.0	仁左衛門
10	1.5	善十郎	33	1.5	九兵衛・次兵衛	56	4.5	長左衛門（翌年年寄）
11	1.5	庄左衛門	34	0.8	玄与	57	1.5	市蔵
12	1.5	助三郎	35	1.5	久三郎	58	1.5	孫兵衛
13	1.5	善兵衛	36	1.5	助左衛門	59	1.5	八左衛門
14	1.5	甚四郎	37	1.5	喜兵衛	60	3.0	七郎兵衛（翌年目代）
15	1.5	城頼	38	3.0	吉右衛門	61	1.5	長三郎
16	1.5	六左衛門	39	1.5	善四郎	62	1.5	久四郎
17	1.5	権三郎	40	3.0	長寿寺	63	2.5	助左衛門
18	1.5	彦左衛門	41	1.5	助兵衛	64	3.5	安左衛門
19	1.5	長次郎	42	4.5	次郎兵衛	65	4.5	市左衛門
20	3.0	目代・三郎兵衛	43	1.5	権兵衛	66	5.5	善次郎
21	3.0	八兵衛	44	1.5	弥次右衛門	67	6.5	庄右衛門
22	1.5	五郎兵衛	45	1.5	久左衛門			
23	1.5	次右衛門	46	1.5	与左衛門・源右衛門			

吉田町における町並の原型がこの時すでにできあがっていたと思われる、注目に値する。この時の目代は三郎兵衛である。三郎兵衛は翌年には目代を退き、七郎兵衛にかわっていることが前述の田部家文書でわかる。組頭と吉田村庄屋は明暦三年の者が引続き勤めているが、年寄は二人とも替っている。

明暦三年の「検地帳」をみると、六七筆のうち、敷地面積二四歩は一筆、一畝十五歩が四五筆であり、各一人が名請けしている。さらに二畝一五歩一筆、三畝歩一四筆、三畝一五歩が一筆、四畝一五分三筆、五畝一五歩一筆、六畝一五歩一筆となっている。明暦四年に町年寄に名を連ねている仁兵衛は三畝の屋敷を名請けし、同じく四年に年寄になった長左衛門は四畝一五歩の屋敷を名請けしている。目代三郎兵衛は三畝歩の町屋敷を二筆持っており、町役人としての目代を勤め、経済的にも吉田町の有力者であったことを示している。しかし翌明暦四年には目代を七郎兵衛に譲り、「町屋敷老間裏地共に」売り渡していることから、何か三郎兵衛の身に異変が起きたことを暗示している。近世初期吉田町歴代の目代を第一図に示した。

第1図 吉田町歴代の目代



六畝一五歩というもっとも広い屋敷地を名請けしている庄右衛門がどのような人物かは不明である。田部家九代安右衛門(田部家に伝えられる系図によると、八代五左衛門までは「田辺」を名乗り、九代から「田部」を名乗る。そして九代目安右衛門から「前綿屋」の家号を持つ)の兄弟に「庄右衛門」(上綿屋)がいるが、田部家に伝えられる系図には

享保十四年(一七二九)没となっており、明暦四年とは少し時代が離れている。

田部家が町屋敷を購入したことを示す最も古い文書は、(一)寛文二年(一六六二)八月「売申町家屋敷之事」(前蔵27)である。以下、元禄五年迄に田部家が吉田町で購入・売却した家屋敷・畠を第二表に示した。

【第2表】近世前期綿屋(田部家)家屋・畑・腰林の購入と売却一覧

No.	和暦	西暦	月日	売主	面積(畝)	代銀(匁)	備考
1	寛文2	1662	8	吉田町七郎兵衛(明暦4年目代)	5.12	400	町屋敷と畠売却
2	寛文7	1667	3.12	川原町七蔵		40	
3	天和元	1681	12.1	中原や仁右衛門、倅与次右門		210	
4	元禄2	1689	10.5	宍道や長左衛門、同与三右衛門		700	
5	元禄4	1691	3.12	掛合村清水久左衛門、同次郎右衛門		275	
6	元禄5	1692	2.13	喜右衛門、弟又兵衛		140	
7	元禄5	1692	2.11	新町善十		65	
8	元禄5	1692	12.19	千谷や七郎兵衛		160	
9	元禄6	1693	12.25	わたや安右衛門(買主新町弥兵衛)		55	代札丁銀
10	元禄9	1696	9	新町の市右衛門が安右衛門から借銀		38.1	町屋敷半ヶ所書入

さて寛文二年史料によると、吉田町の七郎兵衛、彦兵衛、仁兵衛の三人は「御鉄方御仕入米」が未進となり、その時の御代官松本久右衛門の裁断により、三人の家、屋敷、後地共に「永代売渡し」とし、その売買代銀を未進代銀とし、後の御代官喜多村忠右衛門に差出し、「御勘定」とした。この時、屋敷を畠とともに購入したのが五左衛門、久四郎、五郎兵衛である。五左衛門は、田部家文書(2)寛文七年(一六六七)三月十二日「永代売渡家屋敷之事」(前蔵27)に出てくる「わたや五左衛門」であり、田部家の八代といわれる「五左衛門」である。この証文によると、川原町の七蔵は「わたや五左衛門」に「川原町家屋敷老間後地共ニ」丁銀四拾目で売り渡している。

さて、再び寛文二年の売買証文に戻り三人の買主を具体的に記述すると、五左衛門は明暦四年目代を務めていた七郎兵衛の町屋敷三畝、外に御年貢後地上畠二畝一二歩を代丁銀四百目で、久四郎は同年町年寄を務めていた仁兵衛の町屋敷三畝、外に御年貢後地上畠一畝一二歩を代丁銀八六匁で、五郎兵衛は彦兵衛の町屋敷四畝一五歩、外に御年貢後地上畠二二歩を代丁銀二二九匁で購入している。この証文は目代長左衛門と組頭長九郎の連署によって前述の三人の買主宛に出されている。この目代長左衛門は、明暦三年「御検地帳」で吉田町屋敷四畝一五歩を名請けしており、先の明暦四年「田部家文書」に吉田町年寄として登場している。さて、田部家八代といわれるわたや五左衛門の購入した屋敷三畝歩は五郎兵衛の屋敷地より少ないが、上畠二畝一二歩は他の二人よりはるかに広く、これが将来広大な屋敷地となっていくのであろう。

わたやは、その後も次々に屋敷を購入している。(3)天和元年(一六八一)十二月朔日「永代売渡申家屋敷之事」(前蔵27)によると、中原や仁右衛門と倅与次右門は、わたや五左衛門に対し、「町屋敷半間、家屋敷蔵裏地あまり御年貢畑共ニ」丁銀札二一〇匁で売却している。次

の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一〇月五日「永代売渡申家屋敷之事」である。これによると、宍道や長左衛門と同与三右衛門は綿屋五左衛門と安右衛門(田部家九代)に対し、「町屋敷西口式軒と家蔵裏地余御年貢地共ニ」丁銀札七〇〇目で売却している。売主は宍道や長左衛門であるが、明暦三年検地帳で町屋敷四畝一五歩を名請し、同四年町年寄、寛文二年目代として登場した長左衛門とも推測することができる。ただ、明暦三年から元禄二年までは三十二年の年月を経ており、確証はない。この証文には、半年後の「午ノ三月廿二日」付けで、「吉田町目代治右衛門」と年寄新右衛門の連署による「右之通紛無之候以上」という文の貼紙がある。

さて、次の田部家売買証文は、(5)元禄四年(一六九二)三月十二日「永代売渡申家屋敷之事」である。これによると「売主掛合村清水久左衛門」と同次郎右衛門は綿屋安右衛門に対し、「町屋敷老軒半、但裏地川かきり」を札丁銀二七五匁で売り渡している。これには「証人吉田村古山五郎右衛門」が連署し、文書の末に同日付の吉田町「目代治右衛門、年寄新右衛門」の判もある。売主が掛合村の清水久左衛門であるが、吉田町の町屋敷売買証文であることは間違いない。

次の売買証文は、(6)元禄五年(一六九二)申二月十三日「売渡申家屋敷之事」である。「売主喜右衛門」は弟又兵衛と連署でわたや安右衛門に対し、「西口半間家屋敷蔵裏地共無残但後前戸座せっちん共ニ」代銀一四〇目で「十ヶ年切売渡」している。この証文は、これまでの証文と違い、「買戻シ」を条件としている。ただし、「御年貢諸役目等至迄」わたや安右衛門の勤めとなるが、その間「年々三割之利足元直シ利ニ利ヲ加代銀令返弁巳年買戻」すことになっている。買戻すことができないければいつまでもわたや安右衛門の屋敷となるものである。これにも文書末に「前書之通り相違無御座候以上」として目代治右衛門と年寄新右

衛門の判がある。これ以前の証文は寛文二年の場合、文中に「永代売渡し」とあり、同七年の場合は文書題が「永代売渡家屋敷之事」とあり、さらに文中に「此上ハ何様之新儀御法度御奉行様御替り被為成候共毛頭異議申間敷候」とある。天和元年の証文も文書題に「永代売渡」とあり、文中には「如何様成新儀御法度御国替り御代替り天下第一頭之御徳政御座候共此家屋敷ニ付毛頭出入申間敷候」とある。元禄二年の証文では、やはり文書題は「永代売渡」とあり、文中には「如何様之新儀御法度御国替天下一同之御徳政御座候共、此屋敷之儀ニ付子々孫々ニ至迄少も申分仕間敷候」となっている。元禄四年の証文も同二年の証文とほぼ同じ文面である。

ところで、貞享四年（一六八七）四月には「土地売買再禁令」が出ている。寛永二十年（一六四三）三月「田畑永代売買禁止令」が出たが、この禁令はやがて崩れていったようであり、(1)の史料でみたように、寛文二年八月には「永代売渡し」が行われている。しかし貞享四年四月には「再禁令」が出る。田部家文書にもそれを反映したものがあつた。貞享四年七月「売渡し申鉄山之事」であるが、法令の出た直後ということもあり、法令を反映したものとなっている。それによると、原田村小百姓たちは、年寄二人、庄屋又左衛門、組頭彦兵衛を含めて六三名の連名により、山口村の九郎右衛門殿へ「原田村鉄山不残」を代札丁銀三貫五百目で売り渡している。しかし証文の中身を見ると、「右当卯之年代銀請取卯より子迄拾ヶ年切売渡し申所実証之」とあり、さらに「右之山代銀ニ而永代ニ売申候得共、当年より田畑永代之売買御停止ニ付、此山茂右之代銀ニ年々割半之加利息ヲ拾ヶ年目ニ請戻シ可申儀定」となっている。

いっぽう、「土地売買再禁止令」が出ているにもかかわらず、そのまま「永代売渡し」になっている場合もある。前述の証文史料(4)は元

禄二年であり、(5)は元禄四年の史料であるが、「永代売渡し」を行っている。「法令」が浸透しているとは言いがたいのである。

しかし、同じ元禄五年申二月十一日の証文は、畑の売買証文であるが、「買戻シ」を前提にした「十ヶ年切売渡」となっている。すなわち(7)「売渡申畑之事」によると新町の善十は、わたや安右衛門に対し、「高三斗七升ハ右畑、石新田、但腰林無残」を代札丁銀六五匁で「十ヶ年切売渡」している。これも証文(6)と同じように、「年々三割之利足元直シ利ニ利を加、代米ニて返弁巳年買戻シ可申候、若不勝手ニて買戻シ申事不成候ハ、何ヶ年茂其方可為畑候」とある。

同じく(8)「元禄五年申十二月十九日」の「永代売渡申家屋敷之事」では、「売主千谷や七郎兵衛」はわたや安右衛門に対し、「町家屋敷半ヶ所之所裏地共ニ無残」代札丁銀一六〇目で売り渡している。

注目すべきは、(9)「元禄六年酉ノ十二月二十五日」の「売渡申町家屋敷之事」である。すなわちこれまで家屋敷を購入する一方であつたわたや五左衛門や安右衛門であるが、この史料は安右衛門が新町の弥兵衛へ「新町又左衛門家屋敷半ヶ所裏地共ニ無残」代札丁銀五拾五匁で「拾ヶ年切ニ売渡」している。これは「御公儀様御定之元利元ニ直シ、利ニ利をくわへ代銀返弁」することになっており、十年後買戻せない場合、前述のように「何ヶ年茂其方屋敷可為候」となっている。そしてこの「証文」も「売主わたや」に「吉田町目代治右衛門」と「同町年寄新右衛門」が連署している。

これまで屋敷を買う一方であつた「わたや」が、所有する屋敷を売却している。綿屋の経営に何等かの危機があつたのかも知れない。近世前期の鉄山経営は綿屋といえどもそれほど盤石ではなかったと言えなくもない。櫻井家の場合も宝永元年（一七〇四）、大坂鉄問屋川崎屋次郎右衛門・綿屋次兵衛の二件に対し、銀二二六貫二九一匁余を借銀しており、

元禄十六（宝永二年（一七〇三）一七〇五）には大坂問屋側が手代を派遣し、櫻井家鉄山経営に直接関与している。

これとは逆に、(10) 元禄九年（一六九六）子ノ九月「借用仕銀子之事」では、新町の市右衛門が綿屋安右衛門から銀三八匁一分を借用し、この質物として「町屋敷半ヶ所家屋敷後地共ニ無残」を書入れしている。「若本人不埒ニ仕候ハ、右書入申候しち物永代其方へ御取可被成候」とあるが、最終的にこの家屋敷が綿屋のものになったかどうかは定かではない。しかし、綿屋は資金に余裕があるときはこのように貸金業を事業とし、家屋敷を増やしていったものと思われる。しかしながら、今(1)（10）までの証文をみてきたが、寛文二年から元禄九年まで三四年にわたる綿屋の家屋敷を中心とした資産集積過程を見てきたことになる。この間、八代五左衛門から九代安右衛門の二代にわたる資産集積過程である。近世以降、田部家の膨大な資産（家屋敷、田畑、山）、特に山（鉄山、腰林）についてこれまで「藩政時代に於て松江藩より事業振興の為に附与せられたものが大部分を成す」とか「維新変革の際、法的に私的所有に転化された」⁹⁾などと推測されてきた。しかし、長い過程を経て、地道にコツコツと経済活動をおこなった結果の資産集積という推測も充分成り立つ。さらに綿屋の資産形成過程を見ると、それほど無難に拡大成長していったわけでもない。以下、田部家のたたら経営について見てみたい。

2. 近世前期田部家のたたら経営

田部家がいつ頃からたたら経営に携わってきたかは定かでない。田部に伝えられている系図¹⁰⁾によると、六代・与三兵衛通年を「鉄山中興」と記しており、「元和年中」（一六一五）一六二三）備後高野山から吉田村に帰り、鉄山を再興したという。『金屋子神信仰の基礎的研究』¹¹⁾によ

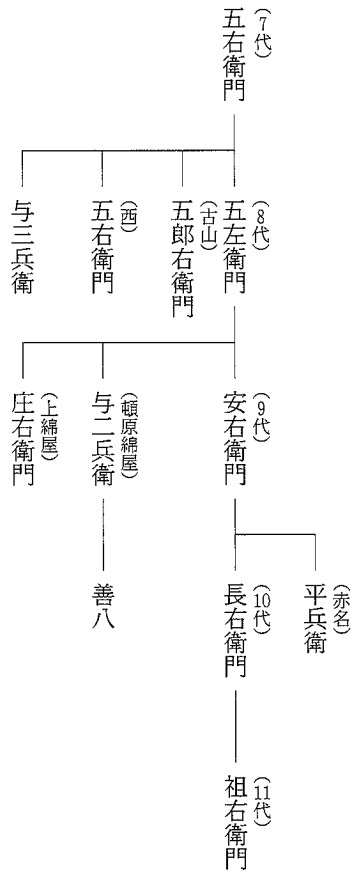
ると、「田部家初の永代鉦（粟原鉦・正保三）貞享四」とあり、「創業の際、その守護神として金屋子神を勧請」と記してある。金屋子神社には棟札二〇枚があり、一番古いものは寛文五年のものである。粟原鉦については、吉田町木ノ下に地名が残っており、昭和十一年六月作成の「田部家史年表」によると「吉田村粟原鉦打建、貞享四年迄四十二年間吹く」とある。四十二年前は正保三年（一六四六）であり、『金屋子神信仰の基礎的研究』はこれを引用したものであろう。「田部家史年表」の典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。

田部家がたたらに携わったことがわかる一紙文書で、最も古いものは、寛文十三年（一六七三）四月十八日の「永代売渡申鑪山鍛冶屋山之事」¹²⁾である。これは、吉田村庄屋・利兵衛と助八が綿屋五左衛門へ「鑪山鍛冶屋山」を売却した時の証文である。これによると、「右之鑪山鍛冶屋山之分少も不残并鑪道具かち屋道具共ニ永代売渡、則代包丁銀老貫九百五拾目、外に包丁銀三貫目借シ方付渡」、「二口銀合四貫九百五拾目」で売却している。綿屋が鉄山と共に購入したのは、鑪道具と鍛冶屋道具であり、そのほかのたたら設備は購入の対象としては示されていない。この時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまだ資産といえるほどの設備ではなかったのかも知れない。

ともあれ、綿屋は少なくともこの寛文十三年にはたたら経営をはじめている。しかしその後、貞享四年（一六八七）から翌年にかけて綿屋ではたたら経営に関する相続の紛議が生じている。まず第二図に綿屋（田部家）七十一代の系図を示しておきたい。一連の一紙文書から判断すると、七代・五右衛門は吉田村の大次米（おおじまい）鑪（近世期の掛合村、中野村に隣接し、大志度の隣）を操業していたが、五右衛門が亡くなつて後三年間はその子五右衛門（兄）と五郎右衛門が「寄合吹」（共同操業）することで引き継いだ。しかし三年後はお互い折り合いが

悪く、五郎右衛門のみがたたら操業している。しかし鉄山については兄弟の五右衛門と「寄合山」として相続したかどうかで紛議となっている。この一連の文書のなかで、「式拾三年以前午年」より兄弟で三年間「寄合吹」したとあり、その「式拾三年以前午年」は寛文六年（一六六六）であることがわかる。それ以前から父五右衛門は大次米鑪を操業していたことになるから、綿屋のたたら操業は寛文五年（一六六五）以前からであることになる。ともあれ、この紛議の決着は貞享五年二月十六日の「覚」に記されている。綿屋八代・五左衛門、九代安右衛門と古山・五郎右衛門、西・五右衛門等が連署して、庄屋・利兵衛、目代・次右衛門などへ差出したもので、「当米五拾表五左衛門、五郎右衛門兩人より出シ、五右衛門方へ相渡シ埒明申候」とある。綿屋八代五左衛門は、五郎右衛門とともに兄五右衛門に米五拾表を差出して一件落着させている。

第2図 綿屋（田部家）七十一代系図



3. 元禄以降のたたら経営

元禄期以降の田部家のたたら経営はどのようなものであったであろうか。「鉄山旧記」¹⁴によると、元禄四年（一六九一）松江藩でも天秤吹き

が始まり、松江藩御札座による「御買鉄」（藩の専売）が始まったようである。元禄七年（一六九四）、松江藩は天秤輔使用のたたら運上銀を三割増額させるが（卜蔵家文書「諸控」）、このことは天秤輔導入が鑪の鉄生産量増大につながったことを示している。

しかし、経営規模の拡大は、大坂鉄問屋ほか藩外商人との結びつきを強め、前貸を受けながら鉄山経営を行っていた。その結果、櫻井家は元禄末〜宝永期に大坂鉄問屋に多額の借銀を抱え、経営危機に直面した。¹⁵

さて、宝永元年には「御買鉄」を止め、「先納銀六〇〇貫目」が命じられている。しかし、翌二年には再び「御札座」の「御買鉄」となり、同四年にはまた「御買鉄」を止め、「私売」になっている。翌五年にはまたまた「御買鉄」になる。

正徳元年（一七一五）五月、鉄師は「御買鉄代御議定違」と「不足銀拾年賦」の「願書」を携えて、藩御役所の桑原喜太夫と岡本善右衛門の所へ行っている。同四年八月には天秤吹きが中止となり、「元之通差吹」を命じられた。しかし翌年には、鑪一ヶ所につき米一五石五斗を支払わせることで天秤吹きの使用を認めている。¹⁶ もはや「天秤吹き」をやめて「差吹き」で他藩の鉄師と競争することはできなかったのである。天秤吹きが一時的に中止になったのは、濁流被害に苦しむ百姓の訴えや鉄穴流しの増加によって川床が上がり、天井川になり、洪水が起こりやすくなったことなどが原因といわれるが、大量生産体制が可能になっても、粉鉄の供給が追いつかないことなども理由の一つである。宝暦十一年の「鉄方御条目」¹⁷ではそのあたりの実情がよくわかる。また山崎一郎氏も櫻井家史料に基づき、「鉄穴流し」の濁流被害に苦しむ神門・出雲郡百姓から藩への「年々」の訴えがあったことを明らかにしている。ともあれ、大量生産体制になりつつあるたたら製鉄に対して、藩の政策がめまぐるしく変わり、混乱していることがわかる。

この時期、鉄師たちも大量生産に対して、販売体制が整わず、必ずしもたたら製鉄の経営は順調ではなかった。享保七年（一七二二）、御買鉄制下での鉄代銀の清算方法を巡り、藩と鉄師たちの間で激しい対立が生じた。²⁰最終的には郡奉行が鉄師たちの「口上書」を受け取り、大原郡、仁多郡、飯石郡に出向いたことでの「事件」は終息している。この事件は、鉄師たちが藩の鉄方に対し必死の抵抗をし、それなりの要求を行ったことをうかがわせる。

4. 元禄以降の田部家

田部家の九代安右衛門は、「田部家系図」によると、「此時鉄山益々繁盛、金銀如山、米穀満庫」で、「隆源院殿様御成奉入、鍛冶屋御上覧、拝戴御小袖」し、「田辺」を「田部」に改めさせ、「前綿屋」の「家号」を名乗らせたという。この時、安右衛門の兄弟に庄右衛門がおり、上綿屋を号したが、享保十四年没している。したがって上綿屋は一代で終わっている。しかし庄右衛門は一時期、かなり経済的にも勢いがあった。田部家九代の安右衛門が元禄五〜九年ころ、家屋敷を次々と購入していたころ、庄右衛門も元禄十年の八月と十月、さらに同十七年三月に合わせて三軒の家屋敷を購入している。²⁰「鉄山旧記」にも享保十一年（一七二六）松江藩の鉦を一〇カ所定めた時、綿屋鍋助（田部家一代・祖右衛門）が二ヶ所許されたが、庄右衛門も一ヶ所許されている。

ところが、享保十四年に庄右衛門が亡くなり、その子松之助はまだ幼少であったため、頼原綿屋・与次兵衛の子、善八が養子に入った。しかし享保十八年九月には「先年養父庄右衛門より石見や借銀方江当分質物に入置申鉄山」²¹も手放さざるを得なくなっていた。善八は、与頭甚左衛門に対し、「実父与次兵衛家督猶以相続得不仕候」と述べ、与次兵衛も「御米代式拾貫目余不納仕候得共、御憐憫ヲ以年賦ニ被為仰付」たばか

りであったため、とても援助する余力はなかったのである。同年十一月の善八から田部長右衛門と土屋半十郎への「口上覚」²²によると、「養父庄右衛門代より之借銀殊ニ近年御拝借銀并ニ新借大分出来仕」、返済するあてもなく、既に潰れるしかない状態であり、善八は実家の頼原へ「逼塞」した。その後、上綿屋の手代、孫右衛門と善五郎は、本谷鉄山と杉戸鉄山を前綿屋に質入れして借銀し、「鉄山家蔵諸道具」は御札方質入れとし、上綿屋幼年の松之助を養育することを綿屋長右衛門と土屋半十郎に訴願している。²³この時の庄右衛門方の借銀は、石見屋のみならず、大坂、宍道、三刀屋にもあり、二人の手代は、これらをも綿屋長右衛門と土屋半十郎が「年々ニ御指引ヲ以調申様」にお願している。結局、上綿屋の鉦関係資産は綿屋長右衛門が引き継いだようである。

この享保十八年時点で、綿屋長右衛門家は一族の長として確固たる地位を築いたものと思われる。木ノ下の金屋子神社の立派な鳥居は元文五年九月に建てられているが、一〇代・田部長右衛門元年と一代・同祖右衛門の銘が刻まれている。この時綿屋は並ぶものなき存在になっていたのである。

注

- (1) たたら製鉄における地下構造の研究は、考古学の方から実証研究されてきた。潮見浩氏は地下構造について、本床状遺構と小舟状遺構で構成されるとして、
- (1) 中央部に舟底状の施設、その両側に小溝を配し、全体が楕円形に近い平面をなし、いずれも地盤を掘り込んで形成したもの、(2) 中央部の本床状遺構が長方形に近く、その両面の溝も本床状遺構に平行し、直線的となっており、全体が長方形をなすものに推移するもの、(3) 本床状遺構、小舟状遺構とも高さが1メートルをこえるように大型化し、本床状遺構の両側に見られる溝には石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉

の地下構造は、この三つの段階をへて近世の本床釣りへ推移すると位置付けている(潮見浩「調査の総括」——『中国地方製鉄遺跡の研究』)。これに対して、河瀬正利氏は、潮見氏の提示した型に加えて、本床状遺構のみで構成されるものもあるとした(河瀬正利「中国地方たたら製鉄の技術伝播」——『岸田浩之編『中国地域と対外関係』』)。

(2) 河瀬正利氏は、「床釣り施設が設置され、製鉄炉を覆う建屋の高殿が築かれるようになるのは十七世紀前半頃のことと考えられる」(注(1)に示した河瀬氏の論文)といっている。

武井博明氏は「出雲・石見地方の鉄山においては、十六世紀中葉に踏吹子から吹差吹子への発展が行われ、十八世紀初・中葉にいたる約一世紀半〜二世紀が、吹差吹子製鉄法が行われた期間であると推測される」とし、さらに天秤吹子の「生産力的な有位性」を強調しながら、「天秤吹子の初期は、貞享・元禄期と考えるのが最も妥当であろう」という(『近世製鉄史論』)。

土井作治氏は、「中国地方の山間部で行われるたたら製鉄は、中世末の土豪あるいは広大な林野をも占有する名田地主の鉄山経営が解体し、近世的生産体制への編成替が行われて、村方地主の経営へと移行したようである」といい、さらに『鉄山必用記事』の記述から、「生産量の鍵をにぎる送風装置は、石見・出雲地方で十六世紀半ばから踏吹子から吹差吹子に発展しており、さらに近世前期には備後・安芸両国にも伝播して用いられ、伯耆・美作地域では天秤吹子が普及するまで、踏吹子による製鉄がおこなわれていた」とする。また、「中国地方で、天秤吹子が開始される時期は、まず天和・貞享年代に伯耆・備後両国で、ついで貞享・元禄年代に安芸・出雲両国、享保年代に石見国ということができる」といい、「高殿鑪体制」が「ほぼ元禄・享保期を境に確立したことにより、多量の和鉄(割鉄)・和鋼(鍛)を産出するようになった」と述べている(「近世たたら製鉄の技術」——『講座・日本技術の社会史 第5巻 採鉱と冶金』所収)。

(3) 土井氏論文、注(2)に示した論文。

(4) 田部家文書 整理番号 前蔵28-1-8-2 「志津見村鉄山証文并かやの山証文」のなかの「永代売渡申山之事」。この史料に関連しては山崎一郎氏が分析しており、近く成果を出していただけるものと期待している。

また佐竹昭氏は、近世前期田部家の鉄山集積過程に注目している。田部家文書には、『日本林制史資料』にも所収されていない多くの近世前期の山林関係文書が発見されており、佐竹昭氏によって分析されつつある。絲原家、櫻井家に続いての成果が期待される。

(5) 田部家文書 整理番号 前蔵27 「永代売渡申町家屋敷之事」

(6) 広島大学付属図書館所蔵。同大学中山富広氏の好意により、氏の翻刻・整理したものを使用させていただいた。

(7) 田部家文書 前蔵2-12-2

(8) 山崎一郎「正徳四年「覚書」について」(『櫻井家たたら研究と文書目録』所収)

(9) 小野武夫「出雲名族の研究」(昭和二年)、山田盛太郎『日本農業生産力構造』(一九六〇年)。近世前期田部家の山林集積については注(4)で言及したように、佐竹昭氏の研究が近く出るはずである。

(10) 現在の田部家に伝えられる系図は、二三代朋之氏が「田部家史」編纂の過程で作製したものであるが、それまでに伝えられた系図を「浄書」したものである。従って代々伝えられたものであるが、七代・五代五右衛門以降については、明暦四年以降の一紙文書があり、それと照合することができる。

(11) 二〇〇四年三月、鉄の道文化圏推進協議会編、岩田書院発行、二二八頁

(12) 田部家文書 前蔵26-1-1-1

(13) 田部家文書 前蔵29-1-8 田部家に伝えられている「系図」では、本稿第二図に示す「8代五左衛門」の兄弟のところを、「古山・与三兵衛」とあるが、一紙文書にはたびたび「古山・五郎右衛門」とでてくるので、こちらが正しい

と理解して訂正した。

- (14) 『鉄師絲原家の研究と文書目録』（島根県横田町―現、奥出雲町教育委員会、二〇〇五年三月）所収
- (15) 山崎一郎「十七〜十八世紀、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」（『史学研究』第二六七号所収）
- (16) 『鉄師絲原家の研究と文書目録』（島根県横田町―現、奥出雲町教育委員会、二〇〇五年三月）所収
- (17) 山崎一郎「正徳四年「覚書」について」（『櫻井家たたらの研究と文書目録』所収、奥出雲町教育委員会、二〇〇八年三月）
- (18) 注(15)に同じ。
- (19) 「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」（『鉄師絲原家の研究と文書目録』（島根県横田町―現、奥出雲町教育委員会、二〇〇五年三月）所収。
- (20) 田部家前蔵、箱27
- (21) 田部家文書、前蔵19―2―34、享保十八年九月「乍恐奉願上御事」
- (22) 同上、前蔵19―2―36
- (23) 同上、前蔵19―2―35